

第4節 騒音・振動・悪臭等の防止

1 騒音・振動・悪臭の現況

(1) 騒音

騒音には、工場や商店・飲食店などの製造・事業活動に伴うもの、建築・土木工事などの建設作業に伴うもの、自動車等の交通機関の活動に伴うもの、そしてステレオなど家庭生活に伴うものなどがあり、その発生源、音の量・質ともに多種多様です。また、数値的な音量よりも、体感音量により不快感を生じるものです。

① 環境基準の達成状況

(ア) 一般地域（道路に面する地域以外の地域）における騒音

一般地域における騒音の状況を把握するため、平成24年度は、3市1町（徳島市、小松島市、阿南市及び北島町）において環境基準の達成状況を調査し、12地点で昼間、夜間ともに、環境基準を達成していました。（表2-2-69）

表2-2-69 一般地域における環境基準の達成状況

調査地点数	時間帯ごとの達成地点(達成率%)		両時間帯ともに達成した地点数
	昼間	夜間	
12	12 (100%)	12 (100%)	12 (100%)

(注) 「昼間」とは午前6時から午後10時までの間をいい、「夜間」とは、午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。

(イ) 道路に面する地域における騒音

道路に面する地域において、市町の協力を得て環境基準の達成状況を調査しています。道路に面する地域では一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居等（沿道から50メートルの範囲内）のうち環境基準を達成する戸数及び達成割合を把握することによる評価を行います。

平成24年度においては、評価区間延長53.3km、総評価戸数7,103戸のうち97.6%で昼間、夜間ともに、環境基準を達成していました。（表2-2-70）

表2-2-70 面的な評価による環境基準達成状況

路線名 (H22センサス番号)	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	区間延長 (km)	住宅等 総戸数 (戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
					昼夜	昼間 のみ	夜間 のみ	昼夜	昼間 のみ	夜間 のみ
一般国道11号 (10020)	徳島市徳島本町	徳島市北常三島町	1.1	309	309	0	0	100	0	0
一般国道11号 (10030)	徳島市北常三島町	徳島市東吉野町	0.5	365	349	0	7	95.7	0	1.9
一般国道11号 (10060)	徳島市川内町	徳島市川内町	1.7	40	30	0	10	75.0	0	25.0
一般国道11号 (10070)	徳島市川内町	徳島市川内町	1.7	48	32	0	1	66.7	0	2.1
一般国道11号 (10090)	板野郡松茂町中喜来	板野郡松茂町中喜来	1.1	12	8	0	0	66.7	0	0
一般国道28号 (10180)	板野郡松茂町中喜来	板野郡松茂町広島	2.6	330	330	0	0	100	0	0
一般国道55号 (10260)	徳島市からどき橋	徳島市八万町	2.7	724	724	0	0	100	0	0
一般国道55号 (10350)	阿南市津乃峰町	阿南市橋町	2.6	361	339	0	22	93.9	0	6.1
一般国道55号 (10470)	阿南市上中町	阿南市富岡町	4	197	184	0	13	93.4	0	6.6
一般国道192号 (10530)	三好郡東みよし町加茂	三好郡東みよし町加茂	2.1	166	159	0	0	95.8	0	0
一般国道192号 (10600)	吉野川市鴨島町上下島	吉野川市鴨島町上浦	4.9	231	222	0	1	96.1	0	0.1
一般国道192号 (10640)	徳島市庄町	徳島市佐古二番町7	2.1	1096	1095	0	0	99.9	0	0
一般国道192号 (10650)	徳島市佐古二番町8	徳島市元町	1.2	352	351	0	1	99.7	0	0.3
徳島引田線 (40010)	徳島市庄町	徳島市北島田町	1.4	401	391	0	3	97.5	0	0.7
徳島引田線 (40020)	徳島市北島田町	徳島市不動北町	2.2	35	33	0	0	94.3	0	0
観音寺池田線 (40190)	三好市池田町ヤマダ	三好市池田町ウエノ	2.3	578	578	0	0	100	0	0
鳴門池田線 (40390)	三好郡東みよし町足代	三好郡東みよし町昼間	6	369	369	0	0	100	0	0
松茂吉野線 (40460)	板野郡板野町西中富	板野郡板野町矢武	3.2	97	97	0	0	100	0	0
徳島環状線 (40980)	徳島市川内町	徳島市川内町	1.7	50	49	0	1	98.0	0	2.0
徳島川内線 (60070)	徳島市新浜町1丁目1	徳島市新浜本町	3.6	1107	1106	0	1	99.9	0	0.1
鮎喰新浜線 (61170)	徳島市八万町	徳島市八万町	1.6	149	91	0	58	61.1	0	38.9
鮎喰新浜線 (61180)	徳島市八万町	徳島市八万町	1	21	21	0	0	100	0	0
土成徳島線 (60440)	板野郡板野町佐藤塚	板野郡板野町佐藤塚	2	65	65	0	0	100	0	0
合計			53.3	7103	6932	0	118	97.6	0	1.7

② 工場・事業場騒音

工場・事業場騒音は、生産工程等の各種機械施設の稼動により発生します。騒音規制法では、特に著しい騒音（機械から1mの距離で80～100デシベル程度）を発生する機械類を特定施設に指定し、騒音規制地域内で設置する場合、市町長への届出と設置地域別に定められている騒音の規制基準値の遵守を義務づけています。

現在県下8市12町で騒音規制法の地域を指定しており（表2-2-80）、平成24年度現在騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は表2-2-71のとおりです。

さらに、徳島県生活環境保全条例により海上を除く県下全域を指定地域として騒音発生施設（法令での特定施設）を設置する場合、市町村長への届出等の上乗せ規制を行っています。平成24年度現在徳島県生活環境保全条例に基づく騒音発生施設の届出状況は表2-2-72のとおりです。

③ 建設作業騒音

建設作業騒音とは、道路や建物等の建設作業に伴い発生するもので、短期間で終了するが瞬時の騒音レベルが高いことや、主に屋外作業であるため具体的な騒音防止対策が難しい特徴があります。

騒音規制法では、特に著しい騒音を発生する作業として8種類の建設作業を特定建設作業に指定し、規制地域内での作業実施にあたり該当市町長への届出義務、騒音基準値の遵守（敷地境界上で85デシベル以下）、日祝日の作業及び夜間作業の禁止等の規制基準を定めています。

平成24年度における騒音規制法に基づく特定建設作業実施の届出件数は、表2-2-73のとおりです。

さらに、工場・事業場騒音と同様に、徳島県生活環境保全条例により県下全域で特定建設作業の規制区域を指定し、該当市町村長への届出義務及び騒音基準値の遵守等の規制を定めています。平成24年度における条例に基づく特定建設作業実施の届出件数は、表2-2-74のとおりです。

表2-2-71 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

（平成24年度現在）

施 設 の 種 類	特定工場数	特定施設数
金 属 加 工 機 械	79	282
空 気 圧 縮 機 等	305	3,711
土 石 用 破 砕 機 等	13	52
織 機	11	362
建設用資材製造機械	10	14
穀 物 用 製 粉 機	10	24
木 材 加 工 機 械	136	542
抄 紙 機	6	26
印 刷 機 械	44	185
合成樹脂用射出成形機	7	39
鋳 型 造 型 機	3	14
計	624	5,251

表2-2-72 徳島県生活環境保全条例に基づく騒音発生施設の届出状況

（平成24年度現在）

施 設 の 種 類	騒音発生工場数	騒音発生施設数
金 属 加 工 機 械	74	361
空 気 圧 縮 機 等	425	3,033
土 石 用 破 砕 機 等	75	268
織 機 等	75	1,605
建設用資材製造機械	66	88
穀 物 用 製 粉 機	10	16
木 材 加 工 機 械	338	1,702
抄 紙 機	1	7
印 刷 機 械	24	79
合成樹脂用射出成形機	14	125
造 型 機	3	19
自動車整備用作業場等	704	694
計	1,809	7,997

表2-2-73 騒音規制法に基づく特定建設作業実施の届出件数

（平成24年度）

施 設 の 種 類	届出件数
くい打機等を使用する作業	66
びょう打機等を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	114
空気圧縮機を使用する作業	23
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	28
トラクターショベルを使用する作業	1
ブルドーザーを使用する作業	3
計	235

表2-2-74 徳島県生活環境保全条例に基づく特定建設作業実施の届出件数

（平成24年度）

施 設 の 種 類	届出件数
くい打機等を使用する作業	38
びょう打機等を使用する作業	1
さく岩機を使用する作業	57
空気圧縮機を使用する作業	43
コンクリートプラント等を設けて行う作業	10
計	149

④ 交通騒音

(ア) 自動車交通騒音

自動車交通騒音については、市町村長が騒音規制法に基づき都道府県公安委員会に対し、所要の措置を要請する際の基準となる要請限度が定められています。

また、市町村長は、必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができるものとされています。

(イ) 航空機騒音

航空機騒音は、機種、飛行高度、気象条件によって騒音の大きさが変化すること、間欠的であること、衝撃性が強い音質であること、影響範囲が広いこと等が特徴です。

徳島飛行場におけるジェット機の就航に伴い、昭和58年度から徳島市、鳴門市、北島町及び松茂町の協力を得て航空機騒音の実態調査を実施しています。平成24年度の調査結果は表2-2-75のとおりです。

表2-2-75 航空機騒音調査結果

(平成24年度)

測定地点	区域の区分	平均値(最小値～最大値) (単位：WECPNL)	測定時期 (季節)
徳島市川内町中島	第一種区域外	55.3	冬季
徳島市川内町加賀須野	〃	53.4	〃
鳴門市大津町矢倉	〃	54.2	〃
鳴門市大麻町東馬詰	〃	55.0	夏季
北島町太郎八須	第一種区域内	60.3	冬季
松茂町広島	〃	64.3 (58.8～67.0)	夏季及び冬季
松茂町満穂満穂開拓	〃	70.4	夏季
松茂町広島三番越	〃	68.1 (53.6～71.0)	夏季及び冬季
松茂町住吉住吉開拓	〃	69.9	冬季
松茂町広島鉾ノ先	〃	73.2	夏季
松茂町笹木野北上	〃	69.4	冬季
松茂町中喜来字群恵	〃	66.7	〃
松茂町広島四番越	〃	70.4	〃
北島町中村東中須	〃	58.9	〃

(注) 1. 「区域の区分」の第一種区域とは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条に規定される区域である。

2. 単位「WECPNL」とは、航空機騒音のために考案された単位である。

⑤ 近隣騒音

(ア) 深夜飲食店等営業騒音

飲食店やコンビニエンスストア等の深夜営業の増加により、店舗と住居が混在している地域でのカラオケ装置等の音響、駐車場における利用者の話し声や車の空ぶかし等の騒音が、付近住民の生活環境に影響を及ぼしています。

(イ) 生活騒音

近年、音響機器（ピアノ、ステレオなど）、家庭電気機器（クーラーの室外機など）、ペットの鳴き声等の家庭生活に起因する騒音が問題となっています。

これは、住宅の過密化が進んだのと同時に、電化製品の普及がより進んだことなどのハード面と、近隣関係が疎遠化していること、生活サイクルが多様化していることなどのソフト面が原因となっています。

(2) 振動

建設作業、工場・事業場を主な発生源とする振動は、騒音と同時に発生することが多く、日常生活に関連が深いものです。

① 工場・事業場振動

工場・事業場振動は、生産工程等の各種機械施設の稼動により発生します。振動規制法では、特に著しい振動を発生する機械類（当該機械から5mの距離でおおむね60～80デシベル）を特定施設に指定し、規制地域内で設置する場合、市町長への届出及び規制基準値の遵守を義務づけています。

振動規制地域を有する5市4町において、平成24年度現在振動規制法に基づく特定施設の届出状況は、表2-2-76のとおりです。

表2-2-76 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成24年度現在)

施設の種類	特定工場数等	特定施設数
金属加工機械	76	289
圧縮機	132	1,050
土石用破砕機等	10	61
織機	5	422
コンクリートブロックマシン等	1	1
木材加工機械	18	193
印刷機械	27	72
ゴム練用ロール機等	2	11
合成樹脂用射出成形機	4	18
鋳型造型機	2	10
計	277	2,127

表2-2-77 振動規制法に基づく特定建設作業実施の届出件数

(平成24年度)

施設の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	33
鋼球を使用して破壊する作業	1
舗装版破砕機を使用する作業	2
ブレーカーを使用する作業	72
計	108

② 建設作業振動

建設作業振動は、道路や建物の建設作業機械の稼動により発生し、一時的かつ短期間で終了するが振動レベルが高いこと、屋外作業のため防振対策が難しい等の特徴を持っています。

振動規制法では、特に著しい振動（作業から5mの距離でおおむね70～85デシベル）を発生する作業を特定建設作業に指定し、規制地域内での作業実施にあたり該当市町長への届出義務、振動基準値の遵守（敷地境界線上で75デシベル以下）、日祝日の作業及び夜間作業の禁止等の規制基準を定めています。

平成24年度における振動規制法に基づく特定建設作業実施の届出件数は表2-2-77のとおりです。

③ 道路交通振動

道路交通振動については、市町長が振動規制法に基づき道路管理者、都道府県公安委員会に対し、所要の措置を要請する際の基準となる要請限度が定められています。

道路交通振動は、通過自動車の重量、道路の構造、路面舗装の状態等に大きな影響を受けます。

(3) 悪臭

悪臭は、騒音・振動と同様に人に不快感や嫌悪感を与えることにより、生活環境を損ない心理的・生理的被害をもたらすものです。なお、代表的な悪臭物質と主要発生源事業場は下記（表2-2-78）のとおりです。

表2-2-78 代表的な悪臭物質と主要発生源事業場

悪臭物質名	主要発生源事業場
アンモニア	畜産事業場、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	畜産事業場、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	畜産事業場、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロブレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場
プロピオンアルデヒド	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
スチレン	
プロピオン酸	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処理場等
ノルマル吉草酸	
イソ吉草酸	

2 騒音・振動・悪臭防止対策

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）が平成23年8月26日に成立し、①環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号のイに基づく騒音に係る環境基準についての地域の類型の当てはめ、②騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項に基づく騒音について規制する地域の指定、③騒音規制法第4条第1項に基づく騒音の規制基準の設定、④振動規制法（昭和51年法律第46号）第3条第1項に基づく振動について規制する地域の指定、⑤振動規制法第4条第1項に基づく振動規制の設定、⑥振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表の第1号に基づく特定建設作業に伴って発生する振動を規制する区域の指定、及び「徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成11年条例第30号）」に基づく騒音について規制する地域の指定の事務が平成24年4月1日から市に移譲されました。

（1）騒音に係る環境基準の類型指定の状況

騒音に係る環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい音の大きさであり、この基準達成を行政目標として各種施策が推進されています。

本県の環境基準の類型指定の状況は表2-2-79のとおりです。

表2-2-79 騒音に係る環境基準の類型指定の状況

（平成24年徳島県告示第217号、平成24年徳島市告示55号、平成24年鳴門市告示第23号、平成24年小松島市告示第14号、平成24年阿南市告示第18号、平成24年吉野川市告示第24号、平成24年三好市第72号）

地域の類型	指 定 地 域	
A	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、三好市、石井町、美波町、松茂町、北島町	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに次に挙げる住宅集合地域（丈六団地、しらさぎ台、市営応神団地等、市営不動団地等、富吉団地等（以上徳島市）、市営矢倉団地等、リューネの森等（以上鳴門市）、あすみが丘団地（阿南市）、北島グリーンタウン（北島町））
B	同 上	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	同 上	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

（注） 都市計画法の用途地域及び団地造成地のうち、A類型には専ら住宅の用に供される地域。B類型には主として住宅の用に供される地域。C類型には相当数の住宅と併せて商業・工業等の用に供される地域をあてはめています。

（2）騒音・振動防止対策

① 騒音規制法及び振動規制法等に基づく地域指定の状況

本県では、騒音規制法に基づき県下8市12町の一部に、振動規制法に基づいて5市4町の一部に規制地域の指定を行っています（表2-2-80）。これにより、特定施設を有する工場・事業場及び特定建設作業を規制するとともに、道路交通騒音・振動についても、限度値を超過した場合には道路構造の改善や交通規制などの道路環境対策の要請を行うことができますものとしています。

表2-2-80 騒音規制法第3条第1項及び振動規制法第3条第1項に基づく地域指定の状況

（騒音規制法：平成24年徳島県告示第218号、平成24年徳島市告示56号、平成24年鳴門市告示24号、平成24年小松島市告示第15号、平成24年阿南市告示第19号、平成24年吉野川市告示第24号、平成24年阿波市告示第37号、平成24年美馬市告示第30号、平成24年三好市告示73号）

（振動規制法：平成24年徳島県告示第223号、平成24年徳島市告示60号、平成24年鳴門市告示29号、平成24年小松島市告示第19号、平成24年阿南市告示第23号、平成24年吉野川市告示28号）

市町村名	騒音 規制法	振動 規制法	市町村名	騒音 規制法	振動 規制法	市町村名	騒音 規制法	振動 規制法
徳 島 市	○	○	三 好 市	○		北 島 町	○	○
鳴 門 市	○	○	勝 浦 町	○		藍 住 町	○	○
小 松 島 市	○	○	石 井 町	○	○	板 野 町	○	
阿 南 市	○	○	美 波 町	○		上 板 町	○	
吉 野 川 市	○	○	牟 岐 町	○		つ る ぎ 町	○	

阿波市	○		海陽町	○		東みよし町	○	
美馬市	○		松茂町	○	○			

さらに、騒音については、騒音規制法以外にも、徳島県生活環境保全条例により県下全域が指定されています。
(平成24年徳島県告示第221号)

② 工場・事業場及び建設作業の騒音・振動規制等

騒音規制法、振動規制法又は徳島県生活環境保全条例で定められた施設を工場・事業場に設置しようとする者は、事前に市町村長に届出をすることになっており、その際、必要に応じて騒音・振動防止等の改善指導を行います。

また、特定施設設置工場等の操業や特定建設作業実施に伴い苦情が発生した時は、必要に応じて測定調査を行い、規制基準（表2-2-81、表2-2-82、表2-2-83、表2-2-84）に適合するよう、騒音・振動防止対策指導を行います。事業者が改善意思が見られない場合は、さらに改善勧告、改善命令を行うこととされています。

平成24年度は、改善勧告、改善命令を行った事例はなく、すべて指導により対応しています。

表2-2-81 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(徳島県生活環境保全条例別表第14及び平成24年徳島県告示第219号、平成24年徳島市告示57号、平成24年鳴門市告示25号、平成24年小松島市告示第16号、平成24年阿南市告示第20号、平成24年吉野川市告示第25号、平成24年阿波市告示第40号、平成24年美馬市告示第31号、平成24年三好市告示74号)

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前5時～午前7時	午前7時～午後7時	午後7時～午後10時	午後10時～午前5時
第1種区域(法・条例共通)	45デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域(法・条例共通)	50デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域(法・条例共通)	60デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域(法・条例共通)	65デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下
その他の区域(条例のみ)	60デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下

- (注) 1. 騒音規制法は第1～4種区域の4区域に、県条例は第1～4種及びその他の区域の5区域に規制地域を区分しており、各区域の区分基準は次のとおりです。
- 第1種区域：良好な住居に供されており、特に静穏の保持を必要とする区域
- 第2種区域：主に住居の用に供されており、静穏の保持を必要とする区域
- 第3種区域：住居の用に併せて商業・工業等の用に供されており、地域の生活環境保全のために騒音の発生を防止する必要がある区域
- 第4種区域：主として工業等の用に供されており、地域の環境悪化防止のため騒音規制の必要がある区域
- その他の区域：1～4種区域以外の地域
2. 規制基準値は、工場・事業場の敷地の境界線において測定した騒音の大きさの許容限度です。

表2-2-82 特定工場において発生する振動の規制に関する基準

(平成24年徳島県告示第224号、平成24年徳島市告示61号、平成24年鳴門市告示30号、平成24年小松島市告示第20号、平成24年阿南市告示第24号、平成24年吉野川市告示第29号)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前7時～午後7時	午後7時～午前7時
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

ただし、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内は、上記の基準値から5デシベルを減じた値とする。

- (注) 1. 各区域の区分基準は次のとおりです。
- 第1種区域：良好な住居に供されており、特に静穏の保持を必要とする区域
- 第2種区域：住居の用に併せて商業・工業等の用に供されており、地域の生活環境保全のために振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されており、地域の環境悪化を防止するため振動規制の必要がある区域
2. 規制基準値は、工場・事業場の敷地の境界線上において測定した鉛直振動の大きさの許容限度です。

表2-2-83 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和43年厚生省、建設省告示第1号、徳島県生活環境保全条例別表第15、平成24年徳島県告示第218号、平成24年徳島県告示第220号、平成24年徳島県告示第221号、平成24年徳島市告示56号、平成24年徳島市告示66号、平成24年徳島市告示59号、平成24年鳴門市告示24号、平成24年鳴門市告示27号、平成24年鳴門市告示28号、平成24年小松島市告示第15号、平成24年小松島市告示第17号、平成24年小松島市告示第25号、平成24年阿南市告示第19号、平成24年阿南市告示第22号、平成24年阿南市告示29号、平成24年吉野川市告示第24号、平成24年吉野川市告示第27号、平成24年吉野川市告示第32号、平成24年阿波市告示第37号、平成24年阿波市告示第38号、平成24年阿波市告示第39号、平成24年美馬市告示第30号、平成24年美馬市告示第32号、平成24年美馬市告示第33号、平成24年三好市告示73号、平成24年三好市告示第76号、平成24年三好市告示第77号)

施設の種類	騒音の大きさ	作業時刻	作業時間	作業期間	作業日		
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	(全区域共) 作業場所の敷地境界線上で85デシベルを超えないこと	・法第1号区域	・法第1号区域	(全区域共)	(全区域共)		
びょう打機を使用する作業		午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと	10時間/日を超えないこと				
削岩機を使用する作業							
空気圧縮機(定格出力15kW以上)を使用する作業		午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと	14時間/日を超えないこと				
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業							
※バックホウ(定格出力80kW以上)を使用する作業							
※トラクターショベル(定格出力70kW以上)を使用する作業							
※ブルドーザー(定格出力40kW以上)を使用する作業							

(注) 1. 区域の区分は次のとおりです。

法第1号区域：特定工場等において発生する騒音の規制区域のうち、第1種、第2種、第3種区域の全域と第4種区域の一部(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域)

法第2号区域：特定工場等騒音規制区域の第4種区域から上記第1号区域を除く区域

条例規制区域：条例のその他の区域(特定工場等騒音規制区域第1～4種区域以外の区域)

2. ※の3種は、法第1、2号区域内での作業のみ規制対象となります。(条例規制対象外)

3. 規制基準を超過した場合、騒音防止の方法の変更や作業時間の短縮が勧告されます。

表2-2-84 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

(振動規制法施行令別表第2、振動規制法施行規則別表第1及び平成24年徳島県告示第225号、平成24年徳島市告示62号、平成24年鳴門市告示31号、平成24年小松島市告示第21号、平成24年阿南市告示第25号、平成24年吉野川市告示第30号、平成24年美馬市告示32号)

施設の種類	振動の大きさ	作業時刻	作業時間	作業期間	作業日		
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	(全区域共) 作業場所の敷地境界線上で75デシベルを超えないこと(鉛直振動)	・法第1号区域 午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと	・法第1号区域 10時間/日を超えないこと	(全区域共) 連続6日間を超えないこと	(全区域共) 日曜日、その他の休日でないこと		
鋼球を使用する破壊作業		・法第2号区域 午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと	・法第2号区域 14時間/日を超えないこと				
舗装版破碎を使用する作業							
ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業							

(注) 1. 区域の区分は次のとおりです。

法第1号区域：特定工場において発生する振動の規制区域のうち、別に定めた区域及びそれ以外の区域の一部(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域)

法第2号区域：特定工場等振動規制区域のうち上記第1号区域を除く区域

2. 規制基準を超過した場合、振動防止の方法の変更や作業時間の短縮が勧告されます。

③ 交通騒音・振動

(ア) 自動車交通騒音・振動

騒音規制法及び振動規制法では、自動車交通による道路周辺地域の生活環境悪化を防止するため、「要請限度」を定めています。（振動：表2-2-85、騒音：表2-2-86、表2-2-87）測定値が要請限度を超過し、騒音・振動による周辺環境の悪化が認められる場合には、市町村長は公安委員会や道路管理者に対し、速度規制や道路構造の改善などの道路環境対策の要請等を行うこととなっています。

平成24年度において、これらの要請等はありませんでした。

また、騒音規制法では、自動車騒音防止対策として自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定めています。

これは、自動車単体が走行中に発生する騒音の限度値を定めることで、騒音低減技術の開発を促進し、騒音低減を図るものです。国では、昭和46年度以降、順次車種別に許容限度の強化を行っています。（表2-2-88）

表2-2-85 道路交通振動の要請限度

（振動規制法施行規則別表第2及び平成24年徳島県告示第226号、平成24年徳島市告示63号、平成24年鳴門市告示32号、平成24年阿南市告示第26号、平成24年吉野川市告示31号）

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前7時から 午後7時	午後7時から 午前7時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

（注）区域区分は、表2-2-80の区分と同じです。

表2-2-86 自動車騒音の要請限度

（平成12年総理府令第15号）

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

表2-2-87 自動車騒音の要請限度

（平成24年徳島県告示第222号、平成24年徳島市告示58号、平成24年鳴門市告示26号、平成24年小松島市告示第18号、平成24年阿南市告示第21号、平成24年吉野川市告示26号、平成24年三好市告示75号）

地域の種類	指 定 地 域	
a区域	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、三好市、石井町、美波町、松茂町、北島町	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに次に挙げる住宅集合地域（丈六団地、東急しらさぎ台、市営応神団地等、市営不動団地等、富吉団地等（以上徳島市）、市営矢倉団地、リュウネの森等（以上鳴門市）、あすみが丘団地（阿南市）、北島グリーンタウン（北島町））
b区域	同 上	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c区域	同 上	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表2-2-88 自動車騒音の大きさの許容限度

（昭和50年環境庁告示53号）
（単位：デシベル）

自 動 車 の 種 別			自動車騒音の大きさの許容限度		
			定常走行騒音	近接排気騒音	加速走行騒音
大型車	車両総重量3.5トン超	全輪駆動車、トレーラー及びクレーン車	83	99	82
	原動機最高出力150kW超	トラック、バス	82	99	81
車型中	3.5トン超150kW以下	全輪駆動車	80	98	81

		全輪駆動車以外	79	98	80
小型車	3.5トン以下		74	97	76
乗用車	専ら乗用で定員10人以下	車両後部に原動機を有する普通・小型・軽自動車	72	100	76
		車両後部に原動機を有しない	72	96	76
一輪自動車	排気量250cc超	小型二輪自動車	72	94	73
	排気量125cc超250cc以下	軽二輪自動車	71	94	73
原動機付自転車	排気量50cc超125cc以下	第二種原動機付自転車	68	90	71
	排気量50cc以下	第一種原動機付自転車	65	84	71

(注) 定常走行騒音：一定の速度で走行する際に発生する騒音
近接排気騒音：停車時にエンジン、排気管から発生する騒音
加速走行騒音：市街地を走行する際に発生する最大の騒音

(イ) 航空機騒音

徳島飛行場における騒音対策としてこれまで、

- 緩衝緑地等を設置し、滑走路北側のターミナル地域及び北側平行誘導路に隣接する区域の騒音障害の軽減を図った。(徳島県実施)
- 滑走路の沖出し(滑走路を海側へ460m移動)による周辺住宅への騒音影響緩和と滑走路延長(2,000m)に伴う低騒音型ジェット機(MD-81)導入を図るため、滑走路拡張工事を行った。(運輸省実施、昭和62年4月完了)
- 海上自衛隊訓練機の低騒音型機(TC-90)への転換を図る(昭和61年度完了)とともに、住宅防音工事を実施する(防衛庁、防衛施設局実施)など、航空機騒音による障害防止のため、諸施策の推進に努めています。

④ 近隣騒音

(ア) 深夜飲食店等営業騒音

飲食店関係などの営業、または拡声機使用の宣伝放送に起因する苦情に対しては、各市町村において、徳島県生活環境保全条例の訓示規定である深夜における静穏保持又は夜間における拡声機の使用制限、もしくは特定工場等の規制基準値を準用することで、営業者に対し騒音原因機器の使用の自粛や防音工事の実施等を指導し、その解決に努めています。

このうち、飲食店関係営業については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等により、深夜の営業地域の制限、音量の制限等の規制が実施されています。

(イ) 生活騒音

家庭生活に起因する騒音の苦情については、個々人のマナーやモラルに依存する面が大きく、法律等で規制することになじまないため、パンフレットやホームページを用いた騒音防止意識の普及啓発を行うことで、その発生防止に努めています。

また、住宅の農地付近への進出や、早期米の作付けの増加による、雀脅し爆音器をはじめとする農業用機械への苦情については、使用者に対し使用方法や代替方法を指導することで、その解決に努めています。

(3) 悪臭防止対策

悪臭防止法では、規制地域を指定し、その地域内における工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制しています。本県における地域指定の状況及び敷地境界線等の規制基準は表2-2-88、表2-2-89のとおりです。また、メチルメルカプタン等硫黄系4物質については、排出水中に含まれる悪臭物質の規制が行われており、その規制基準は表2-2-91となっております。

なお、工場等に対する規制事務は、法に基づき市町村が実施しています。

悪臭の主要な発生源は、表2-2-78のとおりです。

これらの発生源に対しては、市町村と連携を図り、必要に応じて助言・技術支援等を行っております。

表2-2-89 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

(平成24年徳島県告示第227号、平成24年徳島市告示64号、平成24年阿南市告示第27号、平成24年鳴門市告示第33号、平成24年小松島市告示第23号)

区 分	指 定 地 域
徳島市 阿南市 石井町 松茂町 鳴門市	都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域として定められている区域（以下「市街化区域」という。）及び同項に規定する市街化調整区域として定められている区域のうち別図に掲げる区域
小松島市	市街化区域
北島町 藍住町	全域

表2-2-90 悪臭防止法に基づく規制基準（大気中における濃度）

(昭和53年徳島県告示第249号、平成24年徳島市告示65号、平成24年阿南市告示第28号、平成24年鳴門市告示第34号、平成24年小松島市告示第24号)

悪 臭 物 質 名	敷地境界基準	排 出 口 基 準
	規制基準値 (ppm)	
ア ン モ ニ ア	1.5	悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類に応じ、規制基準値を基礎として、次式により算出して得た流量とする。 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q:悪臭物質の流量(Nm³/時) He:補正された排出口の高さ(m) Cm:敷地境界における規制基準(ppm) ※Heが5m未満の場合はこの式は適用しない。
メチルメルカプタン	0.003	
硫 化 水 素	0.05	
硫 化 メ チ ル	0.03	
二 硫 化 メ チ ル	0.009	
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.05	
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05	
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02	
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003	
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	
酢 酸 エ チ ル	3	
メチルイソブチルケトン	1	
ト ル エ ン	10	
ス チ レ ン	0.4	
キ シ レ ン	1	
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	
イ ソ 吉 草 酸	0.001	

表2-2-91 悪臭防止法に基づく規制基準（排水中における濃度）

(昭和53年徳島県告示第249号、平成24年徳島市告示65号、平成24年阿南市告示第28号、平成24年鳴門市告示第34号、平成24年小松島市告示第24号)

悪 臭 物 質	事業場から排出される排水の量	許 容 限 度 (ppm)
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.05
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.01
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002

硫 化 水 素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.06
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01
硫 化 メ チ ル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	1.0
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.04
二 硫 化 メ チ ル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03

備考1. 規制基準は当該事業場から敷地外に排出される排出水中の濃度である。

2. 排出水中の濃度は、次式により算出された濃度をいう。(k：定数、Cm：事業場敷地境界線における規制基準（単位ppm）)

$$CLm = k \times Cm$$

CLm：排出水中の悪臭物質濃度（単位mg/h）

3 今後の取り組みの方向性

(1) 工場・事業場及び建設作業からの騒音・振動・悪臭

① 工場・事業場

本県では、特定工場等は中小規模のものが大多数であり、また、住居と工場が混在していることや、敷地が狭小であるために防音対策が困難な場合が多いことなど、土地利用が騒音・振動・悪臭問題の大きな原因となっていることが少なくありません。

このため、工業団地の造成や都市計画区域の見直し等により、住工分離を推進するなどの土地利用の適正化を図るのが、適正な対策となります。

② 建設作業

市町村及び県では、事業者からの建設作業に関する問い合わせ時や実施の届出時に、工事実施の際に周囲への配慮の徹底をお願いするとともに、国土交通省が指定している低騒音型・低振動型機械の積極的な使用を指導しています。

(2) 交通騒音

① 自動車交通騒音

自動車騒音の有効な低減策として、自動車単体騒音の規制強化が実施されていますが、騒音の十分な低減につながっていないのが現状です。また、沿道は道路の利便性をふまえて土地利用がされており、遮音壁などの構造物設置による防音対策が難しくなっています。

このため、環境行政による騒音監視測定だけでなく、道路や大規模小売店舗の建設段階での騒音対策や道路構造の改善、交通網の合理化などの施策を総合的に進める事が大切であるため、関係機関との連携を図りながら生活環境の保全に取り組みます。

② 航空機騒音

徳島飛行場においては、飛行場周辺の生活環境を把握するため、県及び市町が協力して騒音測定調査を継続して実施しています。

(3) 近隣騒音

① 深夜飲食店等営業騒音

苦情実態の把握に努め、必要に応じて条例に基づく規制を実施するなど、効率的な防音対策指導を行います。

② 生活騒音

広報媒体や環境保全啓発事業等をととして、個々人の生活騒音防止への意識向上の啓発に努めていきます。